様式第7号

直結増圧給水装置に関する誓約書（新設・改造）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）高崎市上下水道事業管理者

申込者（所有者）　　　　　　　　　　住所

電話番号

建物の名称

所在地

給水装置の管理者

住所

氏名又は名称

電話番号

建物における（新設・改造）直結増圧給水について、次のことを承諾し誓約いたします。

1　給水を申し込むにあたり、次のことについて理解・承諾し使用者に十分に周知します。

（1）緊急工事、計量法に基づくメーター交換、停電、故障などで断水及び濁水が生じる場合があること。

（2）検針及び計量法に基づくメーター交換等で敷地および建物内に立ち入る許可を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に与えます。

（3）オートロックなどの施錠装置がある共同住宅等の場合は、検針業務等に支障がないよう協力します。

3　給水装置の修繕、その他維持管理は、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。

4　直結増圧給水装置以下の水質の保全並びに給水装置の修繕及び、その他維持管理は、申込者（所有者）が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、高崎市給水条例及びその他の法令等に基づく責務を果たします。

2　給水装置等に異常が生じ、給水に支障が生じたときは、申込者（所有者）の責任で、周知を徹底し、速やかに対処いたします。

5　申込者（所有者）は直結増圧給水装置の異常、停電・故障などで給水不良が起きた時、不測の事態にならないように対応体制を確立し、速やかに対処いたします。

6　直結増圧給水装置の機能を適正に保つため、専門業者による年1回以上の保守点検を実施いたします。

7　直結増圧給水装置の起因で逆流または漏水等が発生し、管理者及び使用者に損害を

　与えた場合は責任を持って賠償いたします。

8　申込者（所有者）は、既存建物の給水装置の劣化に伴う漏水や、赤水発生等のトラブルが発生し、給水装置の修繕が必要になったときは、建物の設計図書等で必要な措置を十分に確認の上、管理者の指示に従い、責任をもって対処します。

9　申込者（所有者）および管理人を変更するときは、条件および承諾事項をすべて継承します。

10　直結増圧給水装置の設置者（所有者）は使用者等に使用条件の周知を徹底し、直結増圧給水装置に起因するトラブル等については、当事者間で解決し、管理者に一切迷惑をかけません。